

全青司2017年度会発第70号

2017年11月9日

「民事執行法の改正に関する中間試案」に対する意見書

法務省民事局参事官室 御中

全国青年司法書士協議会

会長 広瀬 隆

(公印省略)

東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル5階

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

E-mail info@zenseishi.com

URL <http://www.zenseishi.com/>

当協議会は、全国の青年司法書士約2,700名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会では、「民事執行法の改正に関する中間試案」に対して、別添のとおり意見を述べる次第である。なお、四角囲みになっている部分は上記中間試案の原文を掲載し、当協議会の意見は、【意見の趣旨】及び【意見の理由】に記載している。

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上

1 現行の財産開示手続の見直し

(1) 財産開示手続の実施要件の見直し

財産開示手続の申立てに必要とされる債務名義の種類（民事執行法第197条第1項柱書き）を拡大し、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類債務名義についても、財産開示手続の申立てをすることができるものとする。

（注1） 本文とは別に、財産開示手続の実施要件のうち、先に実施した強制執行の不奏功等の要件（民事執行法第197条第1項各号）を廃止し、次のような規律を設けるものとする考え方がある。

ア 強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば、財産開示手続を実施することができるものとする。

イ 申立人に知っている財産に対する強制執行を実施すれば、請求債権の完全な弁済に支障がないことが明らかであるときは、執行裁判所は、債務者の申立てにより、財産開示手続の実施決定を取り消さなければならないものとする。

ウ 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、請求債権の完全な弁済を得ることができなかつたときは、イの取消決定をすることができないものとする。

（注2） 本文とは別に、財産開示手続の実施要件のうち、財産開示手続の再実施が制限される期間（民事執行法第197条第3項）を短縮するものとする考え方がある。

【意見の趣旨】

1. 本文につき、反対する。但し、扶養義務に係わる定期金債権に関する執行証書に限り、要件の緩和を認める。
2. 注1につき、反対する。

【意見の理由】

『本文について』

1. 財産開示制度の実施要件を緩和し債務名義の種類を拡大した場合に、その利益を最も享受できるのは、多くの債務名義を有する債権者であり、それは金融機関や消費者金融業者などの貸金業者等であると考えられる。

これらの貸金業者等は、過去にも「執行証書」を濫用し、債務者等からその作成に関する委任状を取得するなどして、過酷な取り立てが行われていた事実を忘れるべきではない。平成18年の貸金業法改正によって執行証書作成

の委任に関する規制の強化が行われたため、その後はこのような事態が生じることは少なくなったものと思える。しかし昨今、消費者金融業者や債権回収会社が、債務者の知識不足や完済していないことに対して気持ちが萎縮していることに乗じて、既に消滅時効が成立する期間を経過した債権に基づき支払督促の申立てをする事態も発生している。

このように貸金業者等や債権回収会社は、債権回収を業としているわけであるから、合法的であれば法の抜け穴を見つけ出しでも債権回収を図るといふ債権回収の手法に対する姿勢は明確であり、道義的、社会的責任による自主規制に期待することは難しいと考えられ、貸金業者等による制度の濫用が懸念される。

2. しかしながら、執行証書を債務名義として財産開示手続の申立てを認めるべき事案も考えられる。それは養育費等の支払いについて執行証書で定めている場合である。

実務上、養育費の合意について公正証書を利用している債権者は増加傾向にある。そしてこの債権者の多くは、いわゆるシングルマザーと言われる母子世帯の母親であり、この世帯の特徴とすると、父子世帯と比べ世帯収入も少なく、法的手続きをするための自由な時間も少ない。

もし養育費の不払いが生じた場合には、裁判所による履行勧告や履行命令もあるがその実効性は低いものであるし、強制執行に必要な勤務先や預貯金口座に関する情報が得られないなどして、執行証書による強制執行を諦めざるを得ない事案も多く生じている。そして現行制度では、改めて裁判をして債務名義を取得する手続を経て財産開示手続をすることになるが、母子世帯においては、金銭的な余裕も時間的な余裕もないことから、現実的には、困難であると考えられる。

よって少なくとも扶養義務等に係る定期金債権については、執行証書に基づく財産開示手続が認められるべきであり、特別な配慮が必要といえよう。

『注1について』

債務者の財産調査は、原則、債権者がするものであり、この提案では、財産開示手続の要件を満たしていないことを債務者が疎明することになる。

やはり原則どおり、財産の不存在を債権者が疎明すべきであり、あとは裁判所における運用の問題であると考えられる。現在の、裁判所の運用も広く疎明を認める傾向があるということであれば、立証責任を転換してまでの一層の緩和を認める必要はないと考える。

(2) 手続違背に対する罰則の見直し

開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合の罰則（民事執行法第206条第1項）を強化するものとする。

【意見の趣旨】

反対する。罰則を強化したとしても刑事罰は過剰である。

【意見の理由】

現行の財産開示制は、その実効性の低さから利用することすら敬遠されている実態があることから、実効性の確保には、罰則強化も致し方ないと思われる。

しかしながらそもそも現行制度においても、裁判所が手続違背者に対して過料の制裁を処すことは少ないのではないだろうか。もし罰則強化したとしても、裁判所がその運用に躊躇し、過料や罰金刑の処分を控えることになれば、実効性の確保の目的を達成することはできないだろう。

よって法改正による罰則強化をする前に、まずは現行制度において裁判所が手続違背者に対して厳しく処分する運用をしていくことが先であると考ええる。

2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

(1) 新たな制度の創設

執行裁判所が、債権者からの申立てにより、債務者以外の第三者に対し、債務者財産に関する情報の提供を求める制度を新たに創設するものとする。

【意見の趣旨】

本制度の創設について、貸金業者等による本制度の濫用がされないようにするため、慎重な検討と対応を求める。

【意見の理由】

1. 本制度の創設については、当協議会においても、賛否について大きく意見が分かれる結果となったが、それだけ執行制度に対する影響、社会全体に対する影響が大きいためである。

具体的には、現行法上、債務名義を取得しながらも執行（回収）が困難な状況にある債権者が多く存在するため、これを改善すべきとの立場からは、本制度創設に賛成する意見があった。一方で多重債務者の生活再建や、支払督促の悪用によって半ば詐欺的に債務名義を取得された被害者等を支援する立場からは、反対する意見があった。

2. 当協議会において、上記のように意見が分かれた理由は、本制度の創設が、

強制執行制度の実効性の確保という点において、非常に有益で効果が得られる可能性が高いと考えるが故である。もちろん債権者が第三者から取得した債務者の預金債権情報や勤務先情報などを社会的・道義的な責任をもって適切に利用するならば、権利者の権利の実現という結果のみならず民事司法全体の信頼回復につながる期待さえもある。

しかし一方で、本制度が創設された場合に、非常に多数の債務名義を取得する立場にあり、その利益を最も享受できると考えられる貸金業者や債権回収業者等においては、本制度の利用について社会的、道義的責任に基づく自主規制は期待できず、むしろ本制度を積極的に活用して債権回収を図る姿が想像に難しくない。特に本制度の創設は、債権回収能力の一層の強化につながるようになるため、貸金業者等による一般市民を対象とする審査基準を引き下げた安易な貸し付けが行われる可能性は否定できない。また、現状では、いわゆる任意整理や民事再生、特定調停の手續において返済方法の変更を行うことで、債務者の生活を維持したまま債務の返済を行うことが可能であるにもかかわらず、本制度が創設された場合、それらの手續を貸金業者が認めず、本制度の利用による強制執行を粛々を行うことが想像できる。そうなれば、債務者の生活を破壊することになり、かつてのような多重債務による自死、一家離散、夜逃げ等を誘発することに繋がりがかねない。

3. よって、本制度の創設について、貸金業者等による本制度の濫用がされないようにするため、慎重な検討と対応を求める。

第5 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

1 差押禁止の範囲の見直し

民事執行法第152条第1項各号の債権の差押えが禁止される範囲を見直し、現行の規律による差押禁止範囲に加えて、支払期に受けるべき給付のうち一定の金額まではその全額を差押禁止とするものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見の趣旨】

賛成する。但し、引き続き検討ではなく、本改正と同時に本規律の見直しをすることを求める。

【意見の理由】

1. 現行法では、給与等債権の額が低額であっても、給与債権の額の4分の1に相当する金額の差押は可能である。このため、給与差押によって生活保護基準を下回る生活を強いられることが発生する恐れがあり、救済手続きが用意されているとはいえ、債務者の生活状況を鑑みると望ましくない。よって給与債権等の4分の3に相当する額が一定の金額を満たしていない場合には、その全額を差押禁止とするべきである。

またこの一定の金額については、補足説明で提案している①給料等の額及び扶養家族の人数に応じた細かな区分ごとに額を定める方向が望ましいのではないかと考えられる。債務者でない第三者にその計算をさせるなど負担が生じることとなるが、第三者は債務者の扶養義務の範囲等の情報を既に保有していることが多く、それほど多くの負担は生じないと考えられる。また、②で提案するような諸条件を考慮しないで一定額を定める方法では、不公平が生じやすくなるのではないかと考えられる。

2. 中間試案では、債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する規律の見直しは、債権者の地位の強化を図るものとなるものであるから、その改正と同時に過酷取立てから債務者を保護する規律も整備する必要がある。そこで本規律については引き続き検討するのではなく、本改正と同時に見直しを行うことを求めるものである。
3. 補足説明では、債務者が比較的少ない額の給与等を複数の勤務先から得ているよう事案において、債務者が必要以上の保護を得られる不都合があると指摘している。しかし複数の勤務先から給与を得ている債務者というのは、むしろ複数の勤務先から給与を得なければ生活が成り立たないことが多いのではないだろうか。

もし累積の差押禁止による利益を得ている債務者がいるのであれば、中間試案では公的機関からの勤務先情報の取得が検討されているのであるから、

債権者が差押禁止債権の範囲の申立てによって個別具体的に問題解決を図れば済むものである。

4. 扶養義務等に係わる定期金債権を請求する場合には、本規律の見直しがなされたとしても、その適用から除外し現行法の規律に据え置くことが相当であると考えられる。
5. 補足説明では、その他の検討課題として、差押禁止債権が債務者の預貯金口座へ振込みにより支払われている場合に、その預貯金債権が差押えられたときには、債務者の申立てにより一律に差押命令のうち一定の額に相当する部分を取り消すものとする考え方を示しているが、このような制度の創設に賛成する。

確かに、本制度の創設には、当該預貯金口座に現金による入金等があった場合に、その取扱いに問題が生じる恐れがあるといえることから、債務者に生活の支障があるのであれば、債務者からの差押禁止債権の範囲の変更の申立てによって個別具体的に判断する方法を採用したとしている。

しかし当該差押によって、債務者は最低限度の生活を維持することもままならない状況になりかねないわけであって、その申立をする時間的、金銭的、精神的な負担は相当に重いと考えられる。一方、債権者は差押の一部取消しがあったとしても、その不利益は債務者と比べると少ないのではないだろうと想像できる。

そこで債務者側が申し立てることによって解決するのではなく、一律に差押命令のうち一定の額に相当する部分の差押を取消し、それに不服がある債権者が、差押禁止債権の範囲の変更の申立てをすることによって解決するべきと考えれば、債務者の生活保障も債権者の権利実現も実質的に図れるのではないだろうか。

2 取立権の発生時期の見直し

民事執行法第152条第1項各号の債権が差し押さえられた場合において、差押債権者がその債権を取り立てることができるようになる時期については、同法第155条第1項の規定にかかわらず、債務者に対して差押命令が送達された日から4週間を経過したときとする考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見の趣旨】

賛成する。但し、引き続き検討ではなく、本改正と同時に本規律の見直しをすることを求める。

【意見の理由】

1. 補足説明で取り上げているとおり、債務者の最低限度の生活維持することが困難となる事案に対応するには、現行法における取立権が生じる時期は早すぎるとの指摘は納得がいくものであり、これを問題に対する見直しの方向性として、取立権の発生時期を4週間へと遅らせる考えにも賛成する。但し、その期間については、より一層、慎重に検討してもらいたい。
2. 中間試案では、債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する規律の見直しは、債権者の地位の強化を図るものとなるものであるから、その改正と同時に過酷取立てから債務者を保護する規律も整備する必要がある。そこで本規律については引き続き検討するのではなく、本改正と同時に見直しを行うことを求めるものである。

3 その他（手続の教示）

民事執行法第152条第1項各号の債権を差し押さえた場合には、執行裁判所は、差押命令を送達するに際し、差押禁止債権の範囲変更の申立て（同法第153条）をすることができる旨を債務者に対し教示するものとする考え方について、引き続き検討するものとする。

【意見の趣旨】

賛成する。ただし、手続の教示については、法改正により直接的に債務者に告知をする方法をとらずしても、速やかに裁判所のホームページにおいて手続方法を紹介するなどして、広く一般に認知させることができるのではないだろうか。